告 示

埼玉県告示第八百九十三号

り、 を次のとおり公表する。 和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定によ 保安林の皆伐による立木の伐採につき、令和七年度において新たに森林法(昭

令和七年十二月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

単位区域	範囲	保安林の種類	面 積 (ヘクタール)
入間地区	飯能市、日高市、入間郡越生町、 毛呂山町	水源かん養保安林	160.32
		土砂流出防備保安林	101.64
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西部地区	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武蔵地区	入間市大字木蓮寺・大字寺竹	防風保安林	0.20
毛呂山地区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.07
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0. 29
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0. 22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町、ときがわ町、 鳩山町	防風保安林	0.48
寄居地区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.64
利 根 川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	41. 18
		土砂流出防備保安林	23.72
		干害防備保安林	0.66
荒川下流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、 ときがわ町、秩父郡東秩父村、 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	53. 16
		干害防備保安林	3. 48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長、秩父郡長 瀞 町、皆野町、 小鹿野町	水源かん養保安林	106.98
		土砂流出防備保安林	248. 38
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

単位区域	範囲	保安林の種類	面 積 (ヘクタール)
荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定 峰・山田・小柱・太田・伊古田・	水源かん養保安林	1, 969. 81
	品沢・大宮・久那・別所・寺尾・ 蒔田・田村・上影森・下影森・ 浦山・日野田町・野坂町・熊木	土砂流出防備保安林	83. 95
	町・荒川贄川・荒川白久・荒川日野・荒川久那・	干害防備保安林	40.76
	荒川小野原・大滝・三峰・中津 川、秩父郡横瀬町	保健保安林	25. 76
秩 父 地 区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3, 244. 98